



倒産手続とIT化

小畑英一

心M法律事務所/弁護士

1 裁判手続のIT化に向けての動きが加速している。

国民生活におけるIT化、紛争処理手続の国際化が進展しているなか、裁判手続のIT化は避けられない課題である。現在、民事訴訟を中心に議論がなされているが、IT化の推進が最も必要な分野は倒産手続ではないかと思う。

倒産手続は、多数の利害関係人が関わる集団的手続であり、衡平、公正、迅速に手続を進めなければならない。債権者多数の案件、権利関係が複雑化している案件はもとより、国際化への対応も急務となっている。

2 会社更生手続に関する申立て、届出、申出および裁判所に対する報告ならびに更生計画案の提出は、原則として書面で行うことが定められている（会社更生規則1条1項）。IT化の前提となる電磁的記録は、書面を補完するものと位置付けられている（同1条3項）。

他方で、上記列挙事由に該当しない管財人作成にかかる財産評定関係書類（会社更生法83条3項）、認否書（同146条3項）等については、書面提出が直接義務付けられてはいない。

また、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（更生特例法）では、保険契約者表の作成が義務付けられているが、書面提出の明文規定はない（更生特例法428条・429条）。生命保険契約者は、100万名を超える膨大な人数になる場合があり、電磁的記録による提出が可能と考えられる。

このように、会社更生手続においては、明文化されている申立書等を除き、書面以外の媒体による提出が直接禁止されている訳ではない。限定された範囲ではあるが、電磁的記録の提出によるIT化を進めることは可能である。

実務上も、債権者多数の案件等においては、管財業務を円滑に進めるためには、各種書面の電子化が必須であり、そうであれば、最初から

電磁的記録として提出を受けた方が効率的である。

また、国際化の進展により、多数の債権者が外国に居住する場合もある。外国債権者との書面でのやり取りは時間的にもコスト的にも迅速な手続の阻害要因となりかねず、電子メール等の利用を許容する必要性は高く、IT化を前提とした見直しは必須である。

3 筆者が経験した債権者多数の事案では、いずれも徹底した電子化によって手続を進めた。各種通知および債権届出書の発送と管理、債権認否書の作成、更生計画に基づく弁済は、すべて独自に開発したソフトによって管理し、一律の処理を行った。債権届出書等にはバーコードを付して、届出内容をソフトに取り込み、届出書はすべてPDFファイルとして保管した。利害関係人に必要な情報は、HP上で開示し、いつでもダウンロードできるようにした。

債権者の数が1万名を超えるような事案において、債権認否書等の閲覧謄写を、書面にて行うことは現実的ではない。パソコン検索を行わなければ事実上閲覧を行うことは困難であり、電磁的記録を交付すれば閲覧謄写の目的は達成できる。これは、裁判所および債権者の負担を大幅に軽減することにつながり、債権者に対する情報開示にも資することとなる。

4 倒産手続のIT化を進めるためには、現行倒産法制の抜本的な改正を待つ必要はない。会社更生規則等において、電磁的記録を書面の補完としてではなく、書面に代えて提出することを認めれば、IT化は大きく前進する。この点は、日弁連倒産法制検討委員会において検討された「倒産法改正に関する提言」においても指摘されている。

倒産手続のIT化は、倒産手続の特性からくる問題が中心的課題であり、裁判手続全体のIT化に先行して検討を行うことも可能である。

倒産手続のIT化のモデルを策定し、早期に具体的な議論に入ることを期待したい。

(Eiichi OBATA)